

徳島市地域振興施設（道の駅）整備基本計画策定委員会 設置要綱

（設置）

第1条 徳島市地域振興施設（道の駅）整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、広く市民の意見を求めるため、徳島市地域振興施設（道の駅）整備基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行い、市長に報告する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 策定委員会は、委員10人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が任命、委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体代表者等
- (3) 公募市民及びその他市長が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、その任務を終了したときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 策定委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員の内から委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会）

第7条 策定委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。なお、最初の委員会は徳島市長が招集する。

2 委員長は必要があると認めたときは、委員会に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聞くことができる。

（解散）

第8条 策定委員会は、その任務を終了したときに解散する。

（事務局）

第9条 策定委員会の事務局は、経済部観光課に置く。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。